

# 令和3年度 三芳町 決算を報告します

一般会計の歳入決算総額は158億8,037万2,741円で、前年度決算に比べ13.8%の減、歳出決算総額は147億3,887万2,403円で、前年度決算に比べ15.4%の減となっています。  
問 財政デジタル推進課 財政担当 ☎ 414・415 ㊟ 274-1055

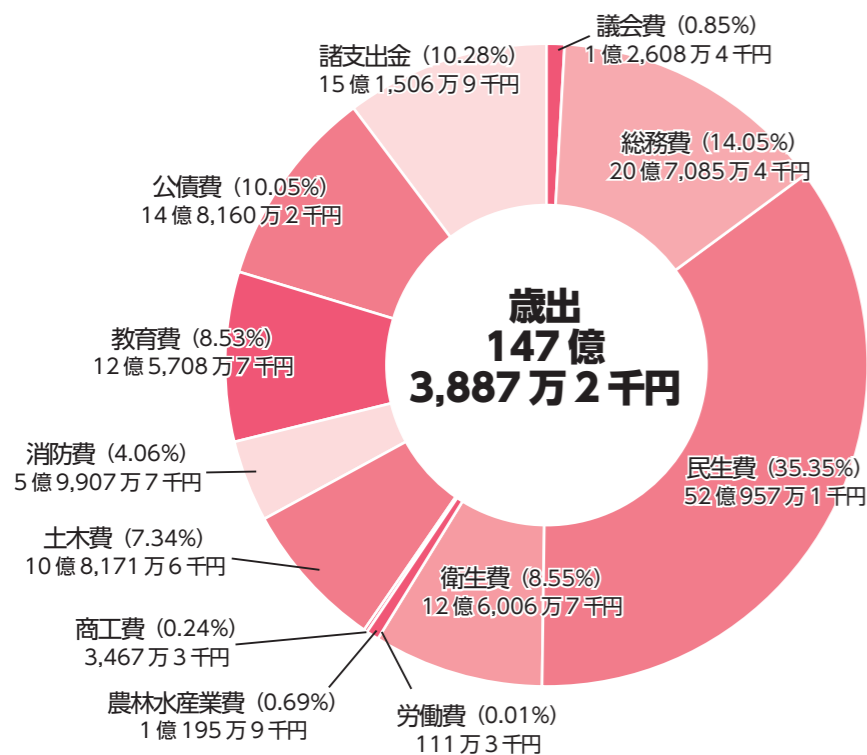


町では「三芳町第7次行政改革大綱（令和3年度～令和5年度）」を掲げ、当面3年間で経常収支比率を93.0%以下とすることを目標に事務事業の改善に取り組んでいるところです。令和3年度決算は85.2%で、前年度より6.2%の減少となりました。これは、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う地方税の減収補填交付金を含めた実質的な増税の増加等によるものです。年度末の財政調整基金残高については、14億円を超えたものの、新型コロナウイルス感染症の拡大及び物価高騰など経済情勢の先行きが不透明であることから、今後も持続可能な財政構造の構築を目指し、更なる行政改革の取組を進めていきます。

**歳入・歳出共に減少**  
令和3年度は町独自の新型コロナウイルス感染症対策事業のほか、子育て世帯臨時特別給付金給付事業、住民税非課税世帯等臨時特別給付金給付事業、ふるさと納税推進事業、新型コロナウイルスワクチン接種事業などに組み込まれました。総額については、歳入歳出ともに前年度と比べ減少となりました。

## 行政改革大綱の取組

## 一般会計の歳出



- 議会費**…議会の運営等に必要経費
- 総務費**…町の全般的な管理等にかかる事務経費など
- 民生費**…住民一人ひとりの一定水準の安定した生活を保障するための経費
- 衛生費**…住民の一人ひとりが健康で衛生的な生活が出来るようにするための経費
- 労働費**…失業対策など就業に関する経費
- 農林水産業費**…農林水産業の振興などの経費
- 商工費**…商工業の発展や観光事業のための経費
- 土木費**…道路や公園、住宅などの整備の経費
- 消防費**…消防活動などにかかる経費
- 教育費**…学校教育などにかかる経費
- 公債費**…学校・公園等の公共施設の整備の資金として借入したお金の元金・利息分を返済するもの
- 諸支出金**…将来の負担に備え基金へ積み立てする経費など

## 財政健全化判断比率・資金不足比率

地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき、令和3年度決算に係る健全化判断比率等を公表します。

町の令和3年度決算からの比率は、国の基準である早期健全化基準・財政再生基準・経営健全化基準を下回っている状況です。

健全化判断比率			
指標名	比率	早期健全化基準 (国の基準)	財政再生基準 (国の基準)
実質赤字比率	—	13.64%	20.00%
連結実質赤字比率	—	18.64%	30.00%
実質公債費比率	10.5%	25.0%	35.0%
将来負担比率	80.9%	350.0%	—

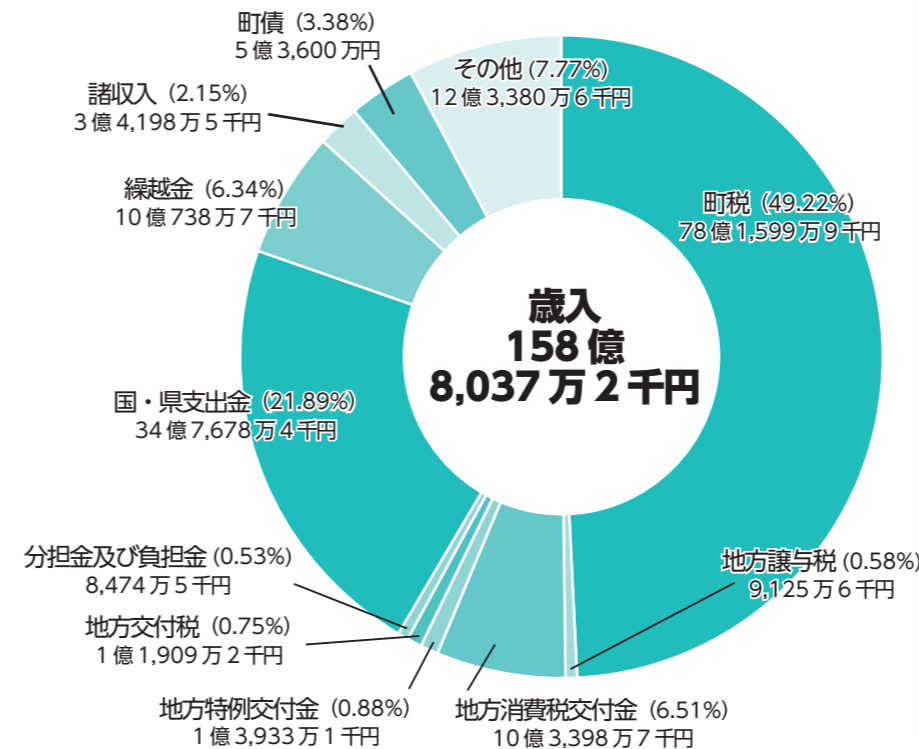
  

資金不足比率		
会計名	比率	経営健全化基準 (国の基準)
水道事業会計	—	20%
下水道事業会計	—	

※実質赤字、連結実質赤字及び資金不足比率は、黒字のため「- (該当なし)」の表示をしています

**【指標の説明】**  
**実質赤字比率**…市町村の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の深刻度を示すものです。  
**連結実質赤字比率**…全ての会計の赤字・黒字を合算し、市町村全体としての赤字の程度を示す比率です。  
**実質公債費比率**…市町村の借入金の返済分等の大きさを指標化し、財政負担を見るための比率です。  
**将来負担比率**…市町村の借入金や将来支払が見込まれる負債分を指標化し、将来の負担を示すものです。  
**資金不足比率**…公営企業の事業規模に対する資金の不足額の比率を示し、経営状況を把握するものです。

## 一般会計の歳入



- 町税**…町民税・固定資産税など
- 地方譲与税**…国が徴収した税金の一部が市町村へ配分されたもの
- 地方消費税交付金**…地方消費税（市町村分）が、県から、市町村へ交付されたもの
- 地方特例交付金**…国の減税措置によって、町の税収が不足したことにより国から交付されたもの
- 地方交付税**…一定のサービスを確保するため人口や税収に応じ国から交付されたもの
- 分担金及び負担金**…町が行う特定の事業により利益を受けるものが負担したものの
- 国・県支出金**…町が行う事業に対する国・県からの補助金など
- 繰越金**…前年度の余剰金が繰越されたもの
- 諸収入**…貸したお金の返済金や広告収入など
- 町債**…町の借入金
- その他**…基金繰入金、使用料及び手数料、土地売却収入、その他交付金、寄附金など

## 特別会計・企業会計の決算

特定の事業を行うために一般会計と分けて設置される特別会計には、国民健康保険、介護保険、後期高齢者医療の各会計があり、他に企業会計として水道事業と下水道事業があります。各会計の決算概要は次のとおりです。

特別・企業会計項目	歳入	歳出	歳入歳出差引額	問い合わせ
国民健康保険特別会計	3,811,516,162	3,657,209,088	154,307,074	住民課保険年金担当 ☎ 154
介護保険特別会計	2,901,725,806	2,732,892,602	168,833,204	健康増進課介護保険担当 ☎ 184
後期高齢者医療特別会計	949,817,052	932,604,426	17,212,626	住民課保険年金担当 ☎ 157
水道事業会計	収益的収支	876,742,714	814,648,887	上下水道課水道業務担当 ☎ 248
	資本的収支	81,682,500	336,738,080	
下水道事業会計	収益的収支	869,636,416	730,887,024	上下水道課下水道業務担当 ☎ 248
	資本的収支	85,835,649	243,121,147	
合計	9,576,956,299	9,448,101,254	128,855,045	—

(単位:円)